

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）に入院している者及びこれを退院した者の権利の保護の観点から、措置入院者等及び医療保護入院者の退院後の医療その他の支援の在り方、当該支援に係る関係行政機関等による協議の在り方、自発的意思に基づかずに精神科病院に入院した者（以下「非自発的入院者」という。）の権利の保護に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。この場合において、次に掲げる事項について特に検討が加えられるものとする。

- ① 新法第五十一条の十一の二第三項の合議体への参加を含む措置入院者等及びその家族による当該措置入院者等に係る退院後支援計画の作成に関する手続への関与の機会の確保
- ② 措置入院者等及びその家族による当該措置入院者等に係る退院後支援計画の内容及びその実施についての異議又は修正の申出に係る手続の整備
- ③ 非自発的入院者に係る法定代理人又は弁護士を選任の機会の確保

(附則第十條關係)